

## インフラメンテナンス市区町村長会議と公益社団法人土木学会との インフラメンテナンスにおける連携に関する協定書

インフラメンテナンス市区町村長会議（以下「甲」という。）と公益社団法人土木学会（以下「乙」という。）とは、市区町村の抱えるインフラメンテナンスに関する課題の解決に向けて、相互に連携の強化を図ることで、地域におけるインフラメンテナンスの向上及び地域の活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が市区町村の抱えるインフラメンテナンスに関する課題の解決に向けて、相互に密接な連携を図り、及び協働することにより、地域におけるインフラメンテナンスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

1) 市区町村におけるインフラメンテナンスの以下の事項に関すること。

- (1) 調査（点検）や診断等の検討に関すること
- (2) インフラメンテナンスに対する技術的助言に関すること。
- (3) 今後の計画や施策に関すること

2) 市区町村におけるインフラメンテナンスにおける人材育成に関すること。

3) その他必要と認められる事項

2 前項各号に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、インフラメンテナンス市区町村長会議の各ブロック会議及び土木学会支部の協力のもと、甲乙合意のうえ、定めるものとする。

### （経費）

第3条 第2条第1項に掲げる事項の実施に要する費用が生じる場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

### （協議の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結日より3年間とする。なお、期間満了の1月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 5年 5月 26日

甲：東京都稲城市東長沼 2111 番地

インフラメンテナンス市区町村長会議

代表幹事 稲城市長

高橋 勝浩

乙：東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内

公益社団法人 土木学会 会長

上田 多門